

熊本県監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により平成30年5月30日に実施した随時監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月6日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
同 竹 中 潮
同 氷 室 雄一郎
同 田 代 国 広

第1 随時監査の趣旨

熊本県立学校において、学校徴収金横領事案が発生し、学校徴収金の取扱状況及び再発防止の取組状況について、速やかに確認する必要があるため、随時監査を実施した。

第2 随時監査の結果等

1 監査対象機関名及び監査実施日

(1) 監査対象機関名

熊本県立宇土高等学校及び宇土中学校

(2) 監査の趣旨（着眼点） 学校徴収金の取扱状況

(3) 監査実施日 平成30年5月30日（水）

2 監査内容

平成29年度及び平成30年度における高校及び中学校全学年分の学校徴収金の取扱いについて、適正に処理がされているか監査した。

3 監査結果

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
教育委員会	宇土高等学校	(学校徴収金の取扱いについて) 未払金があるにもかかわらず、支払が完了したとして決算を行っている。 学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。

<参考>

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの(2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの(3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの(4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの(5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの(6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの(7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|---|

(2) 意見事項

なし

<参考>

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。